## 情報と職業第3回レポート

## 1029259152 計算機科学コース 4年田中勝也

今回は、特許制度という、ぼくのような学生にはあまり馴染みのない制度について、特許庁の方に話をしていただいた。特許という制度について、なんとなく、発明した人のため、発明を守るためというイメージを持っていたが、今回の講義で、そもそもなぜ特許が存在するのかというところから、特許法における発明という言葉の定義、特許を受けられる新規性と進歩性のある発明とは何か、なぜ最初の発明者ではなく最初の特許出願人に対して特許を認めるのか、といった、特許に関して知らなかったことをどんどん解説していただき、非常にわかりやすく面白かった。特許は発明した人のためでもあるが、発明は保護されるということを保証することで、科学の発展を促すといった、大きな目的のためにあるということは、あまり考えたこともなく、納得させられた。

特許の解説を聞いている間、「自由な」という意味での、フリーソフトウェアのことがずっと頭に浮かんでいた。ソフトウェアの世界には、ソースコードを公開し、誰にでも改造・再配布を認める、フリーソフトウェアという考え方がある。ソフトウェアには通常著作権が存在し、この著作権が発明で言う特許のような役割を果たしていると考えられるが、フリーソフトウェアはそうした権利を放棄することで、多くの人の目にさらされることでよりよいプログラムになる、また誰もが自由に利用できることで、そこから新しい価値を生み出しやすくなる、というような様々な利点があると考えられている。実際ソフトウェアの世界ではオープンソースソフトウェアのプロジェクトというのは盛んで、あらゆるソフトウェアが世界中のコミッターによって開発され、一般に広く利用されているソフトウェアも多い。

特許は発明者の権利を守ることで科学の発展に寄与するという考え方であるが、ソフトウェアにはそれとは違ったアプローチで、もっとよりよいものを生み出していこうという考え方もあり、(ぼくが知っているのはソフトウェアの例しかないけれども、)対称的な2つの考え方がどちらも機能しているのは非常に興味深いと思った。